

消 こんにちは！
費生活相談室です 116
 消費生活相談室 (☎47-1106 FAX44-7957)

ご成人おめでとうございます！
成人した皆さんへ 契約は慎重に！

◆事例
 二十歳になられた皆さん、おめでとうございませう。今までは「未成年者」といわれ、社会人としての経験や知識、判断力が未熟であるため、親の同意を得ずに結んだ契約は、一定の場合取り消すことができず、また、二十歳になれば契約上の責任は「あなた」にかかります。

二十歳になった途端に、契約に関するトラブルに巻き込まれることも少なくありません。契約は口約束でも成立し、原則として一度結んだ契約は一方的に解消することはできません。勧誘を受けたら冷静に判断し、必要のないものならきっぱりと断りましょう。

◆マルチ商法
 「もうかるから」と販売組織に誘って商品などを契約させ、組織の加入者を増やせば利益が得られるというう商法。勧誘時の説明とは違い、商品などが売れず、加入者も増やせず、その上友達を失うことになったり、勧誘の方法によっては加害者になることもあります。

◆ポイントメントセールス
 「景品が当たったので取りに来て」などと販売目的を明らかにせずに電話などで呼び出し、商品やサービスを契約するまで帰れない状況にします。

◆デート商法
 出会い系サイトや電話・メールを使って出会いを装い、巧みな話術で好意を抱かせ商品等を契約させます。契約後に行方をくらますケースが多いです。

◆相談受付時間 毎週月～金曜日
 午前9時～午後1時・午後1時～4時

み みんなで拓く人権文化 102
 地域振興課人権政策室 (☎47-1102)



(出典：「あっ そうか！人権」財団法人人権教育啓発推進センター発行)

残念ですが、市内でもまだ見かける駐車光景ですね。商店や会社、公共施設などに設けられている『車いす使用者用駐車施設(身障者用駐車スペース)』は、高齢者(要介護者等)や障がいのある人等の移動がしやすいように設けられています。また、乗り降りするときドアを全開にできるよう、幅が一般スペースより広くとってあります。そこに健常者が、「入り口に近い」「広くて止めやすい」「空いていた」「他の人も止めている」などの理由で駐車すると、そこしか利用できない障がいのある人等はたいへん困ります。

このような行為は、障がいのある人等が自由に移動する権利を奪うこととなります。

<障害者基本法 第6条 要旨>
 互いを頼り、助け合うという考え方の下で、障がいのある人の生活や行動に協力しましょう。
 (出典：「あっ そうか！人権」財団法人人権教育啓発推進センター発行)

お忘れなく！
市県民税 4 期
国民健康保険税 7 期
後期高齢者医療保険料 7 期
の納期限は
1月31日(火)です。
 ・便利な口座振替をご利用ください。
 ・納期限内に納付がない場合、納期限後20日以内に督促状を発送します。

「第18回ブラスフェスタ in 境港」

日とき・ところ 1月22日(日)午後1時～3時
 市民会館ホール (入場無料・要整理券)

日出演 市内の小・中・高校生
 さかみないとウインドアンサンブル

市内の小・中・高校の金管バンドや吹奏楽部、一般の吹奏楽グループが魅力ある楽しい演奏を繰り広げます。どうぞお楽しみに。

◆整理券配布場所：生涯学習課、市民会館、文化ホール、公民館、市民活動センター、市内の小・中・高等学校

(問い合わせ先 生涯学習課文化体育係 ☎47-1093)

図書館に行こう！
 (市民図書館 ☎47-1099 ホームページアドレス <http://lib.city.sakaiminato.tottori.jp/>)

『アラブの音文化』
 おんぶん か
 『アラブの音文化』
 『グローバル・コミュニケーショへのいざない』
 ションへのいざない』
 西尾哲夫

『月曜美術館』
 げつよう びじゅつかん
 『月曜美術館』
 『休館日に、そこで何が起きているのか』
 小口弘史

『脱原子力社会へ』
 だつげん しりよくしゃかい
 『脱原子力社会へ』
 『電力をグリーン化する』
 長谷川公一

『炭鉱に生きる』
 さんさく せいの
 『炭鉱に生きる』
 『画文集 炭鉱に生きる』
 『地の底の人生記録』
 山本作兵衛

今月の新規・寄贈図書

◆トラのじゆうたんになりたかったトラ (ジエラルド・ローズ) ◆小惑星探査機はやぶさ宇宙の旅 (佐藤真澄) ◆ぶどう酒びんのふしぎな旅 (アンデルセン) ◆サバンナの動物親子に学ぶ (羽仁進) ◆戦争と文学―死者たちの語り (小川未明ほか) ◆「解説」する文学 (関川夏央) ◆科学者の本棚 (科学編集部) ◆植田正治 写真とボク (植田正治) ◆石巻赤十字病院の百日間 (同病院) ◆災害ボランティアブック (平凡社) ほか、計377冊

図書館利用案内

◆開館時間 午前10時～午後6時
 ◆休館日 毎週月曜日・毎月末
 ◆工事のため、1月6日～2月6日の間本館は休館します。分館にて新聞・雑誌の閲覧と、分館蔵書(禁帯出版を除く)・県内他館の貸出をします。



消防出初式 (昭和41年1月)

現在の同所撮影

この二つの組織は、各町村にあった消防団を町村合併時に、旧境港消防団を本団とし、各町村の消防団は地区団(分団)とした再編に由来し、現在消防団は市内に六分団が活躍しています。

都市計画の下ノ川地区土地地区画整備事業は、市庁舎を中心とする市街化整備計画で、ポンプ車が隊列を組む道路は栄町下ノ川線の幹線道路です。事業が終了した昭和47年、この地区に新たに湊町と元町が誕生し現在の町並みとなってきたのです。
 (市史編さん室 小瀬浩)

庁舎周辺は畑と田んぼで、下ノ川をはさんで両側の道路もまだ整備されてなく、寒風が余計に体に染み込み、正月のおとそ気分も吹っ飛びそうです。

昭和36年4月、境港市役所は本館と別館からなる3階建ての新庁舎に移り4月13日開庁し、つづいて5月に旧境町役場の内境港市消防署も市役所別館に移転しました。

昭和51年、広域消防体制に移行し、境港市の消防機構は「鳥取県西部広域行政管理組合消防局境港消防署」と「境港市消防団」とからなり、この二組織が一体となって消防や災害に対処し、市民の生命財産を守っているのです。